

## 松江市商業・サービス業等省エネ対策支援事業費補助金（8月22日公募開始）

第1回締切：9月5日（月） 第2回締切：9月26日（月）

## ■対象事業

中小企業者や個人事業者が原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響による負担軽減を図るために必要なエネルギー消費機器等の更新を行う事業。（令和4年4月1日以降に着手し、令和5年2月28日までに完了した事業）

## ■対象者

- （1）市内に本社または主たる事業所がある法人（大企業は除く）
- （2）市内に住所または主たる事業所を有する個人事業者
- （3）飲食、卸・小売、宿泊、建設、医療・福祉、サービス業等（農林水産業、製造業除く）

## ■対象機器

1. 電気冷蔵庫（冷蔵庫、冷凍冷蔵庫）
2. 電気冷凍庫
3. LED電灯器具
4. ショーケース（冷蔵または冷凍の機能を有するもの）
5. 電気温水機器（ヒートポンプ給湯器）
7. その他エネルギー消費機器

## ■補助率／補助上限・下限

補助対象経費の2分／1（上限：339,000円 下限：100,000円）

詳細は、「松江市商業・サービス業等省エネ対策支援事業費補助金」で検索🔍

## ものづくり産業エネルギーコスト削減緊急支援事業

随時受付：各月末に締切、申請受付翌月に審査

## ■要件

- ①エネルギーコスト高騰の影響を受けていること
- ②対象設備等を購入し、エネルギーコスト削減につながる取組みであること
- ③事業の継続に必要であること

## ■対象者

中小企業基本法第2条に定める中小企業のうち、製造業者

※但し、みなし大企業を除く

## ■対象設備

ユーティリティ設備、生産設備、EMS等



業務用給湯器



業務用冷蔵庫



高効率空調



工作機械



電力見える化設備 等

全体のエネルギーコスト削減もしくは炭素生産性向上につながることを合理的に示す必要があります。

## ■補助率／補助上限・下限

補助対象経費の2分／1以内 ※小規模事業者は2／3以内（上限：5,000,000円 下限：400,000円）

詳細は、「ものづくり産業エネルギーコスト削減緊急支援事業助成金」で検索🔍